

指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム 光葉園 運営規程

社会福祉法人 みろく会

(趣旨)

第 1 条 この規程は、介護保険法第86条及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準省令」という。その他関係法令通知の定めるもののほか、社会福祉法人みろく会（以下「当法人」という。）が設置経営する介護老人福祉施設特別養護老人ホーム光葉園（従来型部）（以下「当施設」という。）の運営に関する重要事項を定めるものとする。

(施設の目的)

第 2 条 当施設は、施設介護サービス計画に基づき、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームにおいて、要介護者の心身の状況等に応じて適切な施設介護サービス及び機能訓練その他必要な日常生活上の援助を行なうことにより、入所者がその有する機能に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するとともに、居宅における生活への復帰を目指した支援を行ない、入所者の心身の機能維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第 3 条 当施設は、入所者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その心身の状態等を踏まえて、施設介護サービスを妥当適切に行う。

2 当施設は、入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って施設介護サービスの提供に努める。

3 当施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、及び介護保健施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 当施設は、サービスの提供にあたり、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

5 当施設の従業者は、介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者またはその家族に対し、介護上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行う。

6 当施設は、入所者または他の入所者の生命または身体を保護するため緊急止むを

得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。

但し、やむを得ずまたは医師の指示により身体拘束を行う場合は、最小限の身体拘束とし、入所者またはその家族へ説明し、同意を得るものとする。また施設内の「身体拘束ゼロ対策委員会」にて解除することを目標に鋭意検討を行う。

7 当施設は、自らその提供する介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(施設の名称及び所在地)

第 4 条 当施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 光 葉 園
- (2) 所在地 八戸市大字鮫町字金屎 3 5 番地 9 0

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第 5 条 当施設における従業員の職種、員数及び職務内容は、以下のとおりとする。

施 設 長	1	施設の業務を統括管理する。
医 師	1	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。
生活相談員	3	入所者及び家族の相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う。
介護支援専門員	1	施設サービス計画の作成等に従事する。
看 護 職 員	4	医師の診察補助及び看護並びに入所者の保健衛生管理及び
派遣看護職員	1	日常生活の援助に従事する。
介 護 職 員	27	施設長、所属長の命を受け、係りの業務を処理し、入所者の日常生活の援助に従事する。

※介護・看護職員の総数は入所者数に対し 3 対 1 以上になるよう配置する。

(入所者数とは前年度の平均値とする。)

管理栄養士	1	適切な栄養指導を行い、食品及び衛生管理に努め、調理員を指揮監督する。
機能訓練担当	1	入所者の機能回復の促進及び機能低下を予防する業務に従事する。
その他の従業者	13	必要に応じた適当数

(入所定員)

第 6 条 当施設はユニット数 1、入所定員は60名とする。

(入所者に対する施設サービスの内容)

第 7 条 当施設は、入所者に対し介護保険給付対象サービスとして、次に掲げる施設介護サービスの提供を行う。

(1) 入浴介護サービス

当施設は、1週間に2回以上の入浴又は清拭を行う。

(2) 排泄介護サービス

当施設は、入所者の排泄の自立について必要な援助を行うとともに、おむつを使用しなければならない入所者のおむつを適切に取り替える。

(3) 食事等介護サービス

当施設の食事は、適切な栄養量及び内容で、かつ適時適温で提供するよう、栄養士が管理する。食事の提供時間は、次のとおりとする。

ア 朝食 7：30から

イ 昼食 12：30から

ウ 夕食 18：00から

(4) 相談等の精神的ケアサービス

(5) 社会生活上の便宜的サービス

(6) 日常生活上の介護サービス

(7) 機能訓練サービス

(8) 健康管理及び療養上の介護サービス

(9) レクリエーションサービス

(10) その他のサービス

2 入所者が希望する、介護保険給付対象外のサービスの提供を行う。

(1) 貴重品出納管理サービス

(2) 理容サービス

(3) 教養娯楽サービス

(4) その他のサービス

(利用料その他の費用の額)

第 8 条 指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 居 住 費 基 準 額

- (1) 従来型個室 一日 1,171 円
- (2) 多床室 一日 855 円

3 食 費 基 準 額 一日 1,450 円

4 第 2 項、第 3 項については国が指定する負担限度額を適用する。

負担限度額		日 額
第 1 段階	従来型個室	320
	多床室	0
	食 費	300
第 2 段階	従来型個室	420
	多床室	370
	食 費	390
第 3 段階①	従来型個室	820
	多床室	370
	食 費	650
第 3 段階②	従来型個室	820
	多床室	370
	食 費	1,360
第 4 段階	従来型個室	1,171
	多床室	855
	食 費	1,450

5 前条第 2 項の利用料については、重要事項説明書に定めるものとする。

6 利用料の徴収に当たっては、あらかじめ契約者及び入所者並びにその家族にサービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得て行うものとする。

7 利用料については、介護給付体系の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、変更できるものとする。

(施設利用に当たっての留意事項)

第 9 条 入所者は、入所生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

2 入所者は、外泊または外出しようとするときは、その都度外泊先または外出先、用件、その期間等の予定を施設長に届け出て、承認を受けなければならない。

3 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること
- (2) 指定した場所以外で喫煙すること
- (3) 営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動を行うこと
- (4) その他この規程の定めに反すること

(非常災害対策)

第 10 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

2 防火管理者は事業所防火管理者資格を有する職員を当て、火元責任者には事業所職員を当てる。

3 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。

4 非常災害用の設備点検は契約保守業者に委託する。点検の際は防火管理者が立ち会う。

5 非常災害設備は常に稼働できる状態にしておく。

6 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

7 防火管理者は従業者に対して、防火教育、消防訓練を実施する。

- (1) 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）年 1 回以上
- (2) 入所者を含めた総合訓練 年 1 回以上
- (3) 非常災害用設備の使用方法的徹底 随時

8 その他必要な災害防止対策について必要に応じて対処する体制をとる。

(緊急時の対応方法)

第 11 条 サービス提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、嘱託医、救急隊、家族へ連絡する等必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第12条 サービス提供中に事故が発生した場合は、入所者に対し応急処置、医療機関搬送等の措置を講じ、速やかに入所者が居住する市町村、家族に連絡を行う。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。なお、入所者に対して賠償すべき事故が発生した場合は速やかに賠償する。

(守秘義務)

第13条 従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、従業者であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とするものとする。

- 2 当施設は入所者に医療上、緊急の必要性がある場合、またはサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で入所者または家族の個人情報を用いるものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第14条 事業者は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施

- 2 職員は、入居者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接入居者の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと。
- (6) 入居者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。

- (7) 乱暴な言葉使いや入所者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) ホームを退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該入居者を無視すること。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第15条 当施設は、従業者の資質向上のため、年1回以上の研修の機会を設ける。

- 2 当施設が提供するサービスのうち、外部に委託して行うものの種類とその委託先は、次のとおりとする。
 - (1) 給食業務 日清医療食品株式会社 東北支店
 - (2) 洗濯・リネン業務 ワタキューセイモア 八戸営業所
- 3 当施設が提供したサービスに関する入所者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するため、相談及び苦情受付の窓口を設け、応接室前に「ご意見箱」を設置する。
- 4 当施設は第12条に規定する賠償に対応するため、あらかじめ損害賠償保険に加入しておくものとする。
- 5 当施設は、入所者の施設サービスの提供に関し、施設サービス計画書、介護記録、機能訓練記録、入所検討会議録その他必要な記録を整備する。入所者又は契約者からこれらの記録の閲覧又はコピーを求められた場合は、原則として一部これに応じる。ただし、その他の家族・第三者からの請求については、入所者又は契約者の同意が得られない場合は、これに応じない。なお、これらの記録は退所後5年間保管するものとする。
- 6 当社会福祉法人みろく会の法令遵守責任者は理事長澤口公孝とする。
- 7 この規程に定めるもののほか、当施設の運営に関する事項は、基準省令第5条に定める重要事項説明書に定めるほか、契約者及び入所者並びにその家族と当法人が協議して定める。

附 則

この規程は、平成19年 5月 2日から施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日改正、平成20年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 7月 1日改正、平成20年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日改正、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日改正、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 7月 1日改正、平成23年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日改正、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日改正、平成25年 4月 15日から施行する。

この規程は、平成25年 6月 15日改正、平成25年 6月 15日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日改正、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日改正、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 4月 1日改正、平成28年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日改正、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日改正、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日改正、平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和1年10月 1日改正、令和1年10月 1日から施行する。

この規程は、令和2年4月 1日改正、令和2年4月 1日から施行する。

この規程は、令和3年4月 1日改正、令和3年4月 1日から施行する。

この規程は、令和3年8月 1日改正、令和3年8月 1日から施行する。